

令和 4 年 8 月 18 日
老高発 0818 第 2 号
国住心 第 341 号

各

都道府県	住宅担当部長 殿
政令市	福祉担当部長 殿
中核市	



厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)
国土交通省住宅局安心居住推進課長
(公印省略)

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する
省令等の施行等について

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「改正省令」という。)及び「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する告示」(令和4年厚生労働省・国土交通省告示第2号。以下「改正告示」という。)は、令和4年7月20日に公布され、同年9月1日より施行されることとなっている。

改正省令及び改正告示の施行に当たっては、下記事項にご留意の上、法令に基づくサービス付き高齢者向け住宅制度の的確かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

1. 登録段階での情報開示の充実(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第6条関係及び別記様式関係)

サービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)の登録事業者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)第16条の規定に基づき、同法第6条第1項各号に掲げる事項(以下「登録事項」という。)を公示しなければならないとされているところ、サ高住の運営に関する情報の開示を更に充実させ、法第5条第1項に規定するサ高住事業の登録を受けた住宅(以下「登録住宅」という。)の入居者等が、サ高住の運営に関する情報を十分に入手できるよう、登録事項の拡充を行う。

2. 登録の更新にかかる添付書類の省略(施行規則第7条関係)

平成30年度に内閣官房IT総合戦略室より示された方針(「行政手続における添付書類の撤廃及

びオンライン化の徹底の検討について」。以下「方針」という。)において、添付書類の撤廃に向けて、添付書類そのものの必要性の精査、当該添付書類に代わる情報連携及び添付書類自体のデジタル化の検討を行うこととされており、方針のⅠ(2)においても、「添付書類により確認している情報について、既に行政機関内で保有していないかを確認し、保有している場合は提出を不要とする。」と示されている。

上記方針を踏まえ、サ高住の登録の更新を申請するに当たり、登録申請書の添付書類の内容に変更がない場合も、登録申請時と同様の添付書類を都道府県知事に提出することとされているが、添付書類の内容に変更がない場合は当該書類の提出の省略が図られるよう、所要の改正を行う。

3. 状況把握サービス及び生活相談サービスの基準の柔軟な取扱いについて（施行規則第11条関係）

法第5条第1項に規定するサ高住事業の登録については、施行規則第11条において、医師や看護師等の資格を有する者等（以下「有資格者等」という。）が、原則として、夜間を除き、サ高住の敷地又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供することを登録基準として規定しているところ、自立した高齢者が入居している場合など、多様な実態があることを踏まえ、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供基準について見直しを行う。

第2 改正の概要及び留意点

1. 登録段階での情報開示の充実について（施行規則第6条関係及び別記様式関係）

(1) 「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」による補助を受けるサ高住については「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」上で運営に関する情報（以下、単に「運営に関する情報」という。）の開示が義務付けられている。今般、サ高住に関する情報の開示を更に充実させるため、運営に関する情報の一部を、登録事項として追加することとする。なお、登録事項として追加する情報は以下のとおりである。

- ① 法第5条第2項の登録の申請をする場合にあっては、当該登録の更新の申請の日前一年間におけるサ高住の入居者の数及び退去者の数
- ② サ高住において保健医療サービスを提供する場合にあっては、当該サービスを提供する体制に関する事項
- ③ サ高住の運営方針

なお、既に登録を受けているサ高住については、経過措置を設けることとしており、次回更新時に改正省令に基づく登録申請書を提出することとなるのでご留意いただきたい。また、今般の改正は、入居者等がサ高住の運営に関する情報を十分に入手できるよう、登録事項の拡充を図るものであり、当該記載内容により登録基準への適合を判断するものではない。当該趣旨を踏まえ、過度な資料の提出を求めない等、的確かつ円滑な運用をお願いする。

(2) 運営に関する情報のうち、入居者情報等の更新の頻度が高いことが想定される情報については、その性質を考慮し、登録事項にはしないこととするが、高齢者の居住の安定の確保を図るための基本的な方針（平成21年厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）を改

正し、特段の事情のない限り、登録事項と同様にインターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより開示することとする。「サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者に対する報告徴収の実施及び報告内容等について」（令和3年3月19日付事務連絡）において、定期報告においては登録事項のほか、運営に関する情報についても、事業者からの報告を求めることとしているが、本改正の趣旨も踏まえ、引き続き適切な指導監督を行っていただくようお願いする。

2. 登録の更新にかかる添付書類の省略について（施行規則第7条関係）

- (1) サ高住の登録の更新を申請するに当たり、既に都道府県知事に提出されている登録申請書の添付書類の内容に変更がないときは、登録申請書にその旨を記載し、当該書類の添付を省略することができることとする。
- (2) ただし、添付書類のうち「都道府県知事が必要と認める書類」（施行規則第7条第6号）については、当該書類は都道府県知事の裁量において提出が求められるものである趣旨を踏まえ、添付を省略できることを規定していないが、都道府県知事の裁量において、当該書類の提出を求めないこともできることにご留意いただきたい。

3. 状況把握サービス及び生活相談サービスの基準の柔軟な取扱いについて（施行規則第11条関係）

- (1) サ高住においては、原則として、有資格者等がサ高住の敷地又は当該敷地に隣接若しくは近接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供することとし、夜間については、緊急通報装置を設置することにより有資格者等の常駐を不要とすることができることとされている。今般の改正により、有資格者等がサ高住の敷地又は当該サ高住の敷地に隣接若しくは近接する土地に存する建物に常駐しないこととしても、入居者の健康状態、要介護状態等その他の事情を踏まえて入居者の処遇に支障がない場合であり、有資格者等が常駐しないことについて、あらかじめ入居者の同意を得た場合に限り、以下のとおり状況把握サービス及び生活相談サービスを提供することにより、有資格者等が常駐しないことを可能とする。
 - ① 各居住部分への訪問その他適切な方法により、毎日一回以上、状況把握サービスを提供すること。なお、「その他の適切な方法」は、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成27年3月31日 老高発0331第2号・国住心第227号）」に規定する方法（居住部分への訪問、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス等の提供時における確認等、資格者が能動的に入居者の状況を把握する方法）とする。
 - ② 各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置（緊急通報装置）を設置して状況把握サービスを提供すること。
 - ③ 夜間を除き、生活相談サービスを、電話その他の適切な方法により提供すること。なお、「その他の適切な方法」とは、テレビ電話装置等の情報通信機器による対応等、入居者が能動的に有資格者等に相談できる方法とする。
- (2) 今般の改正により、有資格者等が常駐しないことを可能とする場合については、入居者の健康状態、要介護状態等その他の事情を勘案し、入居者の処遇に支障がない場合に限ることとしてい

る。そのため、例えば、入居者の健康状態が悪化しており、体調に急変が生じる恐れがある場合や入居者が新型コロナウイルス感染症に罹患している場合、要介護・要支援状態の入居者がいる場合等においては、有資格者等が常駐しないこととしても入居者の処遇に支障がないと判断することはできない。また、新型コロナウイルス感染症が蔓延した際には、入居者の健康状態に限らず、面会制限の実施や来訪者の健康状態を把握するため、常駐することが求められる等、常駐の有無については、社会状況の変化も踏まえた上でご判断いただきたい。

- (3) 今般の改正により、有資格者等が常駐しないことを可能とする場合については、あらかじめ入居者の承諾を得ている場合に限ることとしている。特に既存のサ高住において、有資格者等が常駐しないこととする場合、入居者に対して丁寧に説明をしたうえで、承諾を得ることが重要である。なお、承諾を得る方法については特段規定していないが、例えば、入居契約の契約条項へ規定するほか、承諾書を別途作成し受領する等、トラブルを防止するため、明確な方法で承諾を得ることが重要である。なお、有資格者等の常駐の有無については、当該サ高住のすべての入居者に影響を及ぼすことから、すべての入居者から承諾を得た場合に限り、有資格者等が常駐しないことが可能となることにご留意いただきたい。
- (4) 今般の改正により、有資格者等が常駐しないこととした場合においても、入居者の状態を踏まえて入居者の処遇に支障がある場合には、有資格者等がサ高住の敷地又は当該サ高住の敷地に隣接若しくは近接する土地に存する建物に常駐することとなるため、当該事業者においては、常駐可能な体制を構築している必要があることにご留意いただきたい。なお、この点については、例えば、当該サ高住から 20 分以内の場所に位置する同一事業者が運営するサ高住等に有資格者等が常駐している場合等が想定される。
- (5) 今般の改正により、有資格者等が常駐しないこととした場合においても、1 日 1 回以上の状況把握サービスの提供が必須であることに十分ご留意いただきたい。なお、有資格者等が常駐しないことを踏まえ、生活相談サービスの提供に当たっては、入居者に健康状態を確認するなど、入居者の心身の状況を必ず把握することとする。
- (6) 生活相談サービスを、電話やテレビ電話装置等の情報通信機器により提供する場合、例えば、あらかじめ入居者に利用方法を十分に説明するほか、当該サ高住内に利用方法や電話番号等を掲示しておく等、入居者が円滑に生活相談サービスを利用できるよう、ご留意いただきたい。

4. 経過措置について（附則第 2 条関係）

改正省令の施行の日（令和 4 年 9 月 1 日）前に法第 5 条第 1 項の登録（同条第 2 項の登録の更新を含む。）を受けた者又は同項の登録の申請をしている者に対しては、旧施行規則第 6 条及び別記様式第 1 号の様式が適用されることとなり、新施行規則第 6 条及び別記様式第 1 号の様式により新たに記載が求められる事項を届け出る必要はない。なお、これらの者については、法第 5 条第 2 項に規定する登録の更新を申請する際に新施行規則が適用されることとなる。

以 上